

東弁25人第464号

2014年3月18日

警視庁

警視総監 高 綱 直 良 殿

東京弁護士会

会 長 菊 地 裕 太 郎

### 人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴殿に対し、下記の通り警告いたします。

#### 記

#### 第1 警告の趣旨

当会は、貴庁に対し、次のとおり警告する。

2008（平成20）年11月24日午後2時半頃、万世橋警察署所属警察官によって、申立人に対してなされた職務質問および所持品検査は、警察官職務執行法に違反する違法なものであった。また、これらに引き続く、警察署への連行、取調べ、指紋採取も、任意捜査の限界を超えた違法なものであった。

よって、今後は、違法な捜査を行わないよう、警察官に対する指導・教育を徹底させること。

#### 第2 警告の理由

##### 1 当会が認定した事実

- (1) 申立人は、2008（平成20）年11月24日午後2時半頃、東京の秋葉原の路上を歩いていたところ、秋葉原交番付近で一人の警察官（A）（以下、申立人の記憶に基づきAないしFの記号をつける。）に声

をかけられ、申立人が所持していた鞆の中を見せるように言われた。申立人は、素直に警察官の言葉に応じた。警察官は、申立人に鞆を交付させ、鞆を開けると、鞆のポケット奥に十徳ナイフが入っているのを見つけ、十徳ナイフを取り出した。警察官は、「長さが6センチを超えると違法だ」と言いながら、所持していたメジャーで十徳ナイフの刃渡りを計測し、「6.8センチ」と言った。警察官は、申立人に対し交番まで同行することを求めた。申立人は、「これくらいで交番に行かなくてもいいじゃないですか」等と疑問は伝えながらも、警察官と一緒に秋葉原交番に移動した。

- (2) 交番内ではカウンター奥にパーティションで区切られた部屋があり、その部屋の中には5、6人の警察官がいた。申立人は、秋葉原交番内で身分証を呈示した。警察官(B)は、「警察署までパトカーで連行する。時間は多少かかる」と言った。

しばらく経つとパトカーが来て、パトカーに乗せられ、後部座席中央に座らせられ、両脇、運転席、助手席に警察官が座った状態で、万世橋警察署に移動した。万世橋警察署に到着したのは午後3時前である。

- (3) 警察署に着くと、取調室に連れて行かれた。取調室に着くと、まずは十徳ナイフの所持状況を確認するための写真を撮影された。

その後、調書を取り始めた。警察官(C)は、申立人に対して「言いたくないことは言わなくてもいいが、嘘をつけば帰れなくなる」等と言った。

取調べにおいては、秋葉原に来た目的、昼食の内容、散策の経路、仕事、家族構成、資産等を聴取された。

申立人は、ナイフを所持していた理由について、十徳ナイフにはドライバー等が付いていて電子部品等を購入したときにすぐにその場で正常に動くかどうかを点検するのに便利だからであって、ナイフで人を傷つけることが目的だったわけではない、所持していた十徳ナイフは大して切れない等と説明した。これに対して、警察官は、ナイフで新聞紙を

切るのを実演して「切れる」と言った。また、ナイフの先の部分を手に突き付ける様に見せて、「こう突けば十分に刺せますよね?」と言った。申立人は、警察官の追及に対して、「そうですね」と認めた。調書の内容は、ナイフが危険なものであると認識していたという内容になった。

ナイフに関する取調べは約30分で終わった。その後、警察官は、申立人が秋葉原に来た目的等のナイフとは直接関係がないことを聞いてきた。申立人は、秋葉原にはハードディスク（パソコンの部品）を売りに来たこと、「じゃんぱら」という店舗で査定中であったこと、査定を待つ間に散策をしていたこと、主にパーツショップや家電店等を見て回っていたこと等を説明した。警察官は、「それだけではないだろう」と質問を繰り返した。

- (4) その後、申立人は、指紋の採取を求められた。申立人は、指紋を採取されると完全に犯罪者扱いされると思い、警察官（C）に対して「そこまでは勘弁してもらえませんか」と明確に拒否した。ところが、警察官（C）は、「警察官も全員とっている。とれば帰れる」と言い、別の警察官が指紋採取の部屋に連れて行き、警察官（E）が申立人の腕を押さえつけて、指紋を採取した。指紋の採取を求められてから、実際に指紋を採取されるまでは5、6分間である。
- (5) 警察官（F）は申立人に「家族に迎えにきてもらわないと帰せない」と言った。申立人は、「小さな子どもがいるので、妻に来てもらうこともできない。父も高齢である」と言うと、警察官が申立人の電話で妻に連絡し、取調べが終了した。

警察官（C）は、申立人に対して、「前科はつくが、職場に連絡はしないからバレない。履歴書に書いても書かなくても調べようがないし、警察は言わないから安心しろ。1年経てば前歴になるが記録は一生消えない」と言い、警察署の玄関で申立人と別れた。

申立人が万世橋警察署を出たのは、午後5時20分頃である。

- (6) 刑事事件としては、2009（平成21）年1月27日付で不起訴（起

訴猶予) になった。検察官からの呼び出しは一度もなかった。

以上の事実は、申立人の主張を概ね認めるものである。当会は、万世橋警察署に対しても事実照会を行っているが、同署からは具体的な事実を示した回答がなかったため、やむを得ず、申立人側の主張を慎重に検討した上で、上記の事実を認定した。

## 2 評価、判断

### (1) 職務質問と所持品検査について

職務質問の要件について、警察官職務執行法2条1項は、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると思われる者を停止させて質問することができる」と規定している。

申立人は秋葉原の路上を歩いていただけで、異常な挙動があった様子はなく、その他の事情からも、申立人が何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる事情等、職務質問が許容されるべき法定の要件に該当する事情の存在があったとは認められない。したがって、警察官が申立人に対して職務質問をしたことは、法定の要件を欠くものであり、違法である。

また、任意の所持品検査は、警察官職務執行法2条1項に基づき、職務質問に伴って許容されるものである(最高裁判決昭和53年6月20日・刑集32巻4号670頁)、本件においては、本来職務質問がなされてはならない違法なものだったのであるから、職務質問に伴って行われた所持品検査も、当然に要件を欠いた違法なものといえる。

### (2) 同行と取調べについて

警察官らは、申立人を秋葉原警察に同行させ、その後に万世橋警察に同行させた上で、取調べを行っている。本件の同行とこれに続く取調べ

は、刑事訴訟法198条に基づく任意捜査として行われたものと認められる。

任意捜査の一環としての被疑者の任意同行及びその後の取調べは、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において、許容される（最高裁判決昭和59年2月29日・刑集38巻3号479頁）。

本件においては、申立人が同行や取調べを明示的に拒否し、交番や取調室から退去して帰宅することを申し出た等の事情がないこと、申立人は自宅に電話することを許されていることなどの事情もある。

しかし、申立人にかけてられた容疑は軽犯罪法違反という微罪で、先に指摘したように、本件の十徳ナイフは違法な所持品検査で見つかったものであること、同行の際にも刃渡りの長さによって犯罪の成否が決まるような虚言を弄して同行を求めていること、多数の警察官で取り囲んで連行に及んでいること、さらに、「嘘をつけば帰れなくなる」などと長時間の拘束を臭わせて取調べに応じさせ、高圧的な態度で事件とは直接関係ない事情を聴き続け、結果として約3時間も事実上身体を拘束している。

これらの事情からすると、本件の任意同行とその後の取調べは、任意捜査として許容される限界を超えた違法なものであったといえることができる。

### (3) 指紋採取について

身体を拘束を受けていない被疑者からの指紋採取について、刑事訴訟法には明文の規定はない（身体を拘束を受けている被疑者については、刑事訴訟法218条3項が許容している）ものの、任意捜査の一環として身体を拘束を受けていない被疑者の指紋を採取することが一概に否定されるものではない。

国家公安委員会規則も、「警察署長等は、身体を拘束を受けていない

被疑者について必要があると認めるときは、その承諾を得て指掌紋記録等を作成するものとする」(指掌紋取扱規則3条2項)と規定し、必要性と被疑者の承諾を要件として、身体の拘束を受けていない被疑者からの指紋採取を許容している。

本件においては、申立人が「そこまでは勘弁してもらえませんか」と指紋採取を明示的に拒否しているにもかかわらず、警察官が指紋採取を迫り、警察官が申立人の腕を押さえつけて指紋を採取したのであるから、指紋採取について申立人の承諾があったとはいえない。そうすると、本件の指紋採取は、任意捜査の限界を逸脱した違法なものである。

指紋情報は、個人の同一性を確認するための重要なものであり、警察が適正な手続を経ることなく個人の指紋を採取することは、プライバシー権を侵害するものである。

以 上